

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度 (令和5年10月変更)
計画主体	本巢市

## 本巢市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 本巢市役所産業建設部産業経済課  
所在地 岐阜県本巢市三橋1101番地6  
電話番号 058-323-7755  
FAX番号 058-323-1157  
メールアドレス [sankei@city.motosu.lg.jp](mailto:sankei@city.motosu.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヌートリア・カラス・カワウ・イノシシ・シカ・ニホンザル ツキノワグマ・アライグマ・ハクビシン・タヌキ
計画期間	令和3年度 ～ 令和5年度
対象地域	本巢市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	被害品目	被害面積	被害金額
ヌートリア	水稻・野菜	0.003 ha	2.1 万円
アライグマ	果樹・野菜	0.16ha	93 万円
ハクビシン	果樹・野菜	0.17ha	99 万円
タヌキ	果樹・野菜	0.92ha	455 万円
カラス	果樹・野菜	1.72 ha	740 万円
カワウ	魚類	-	200 万円
イノシシ	水稻・果樹・野菜	0.22 ha	109 万円
シカ	水稻・果樹・野菜	0.49 ha	233 万円
ニホンザル	水稻・果樹・野菜	0.02 ha	12 万円
ツキノワグマ	スギ・ヒノキ	0.6ha	111 万円

(2)被害の傾向

<p>ヌートリアによる被害</p> <p>田植え後、出穂時に稲の被害が深刻。また、野菜については年間を通して食害が発生している。特に本巢市南部(真正地域・糸貫地域)で被害が多い。</p> <p>アライグマ・ハクビシン・タヌキによる被害</p> <p>本巢市全域において、野菜・果樹への被害が多数確認されている。</p> <p>カラスによる被害</p> <p>果樹等の収穫期における被害が深刻。本巢市全体で被害が確認されている。</p> <p>カワウによる被害</p> <p>漁業協同組合で放流している稚魚等の被害が確認されている。</p> <p>イノシシによる被害</p> <p>夏から秋にかけて水稻の踏み倒しのほか、年間を通して畑作物の掘り起こし、食害が発生している。本巢市北部(本巢地域北部・根尾地域)で被害が深刻。</p> <p>シカによる被害</p> <p>畑作物の芽・苗等の食害が発生している。本巢市北部(本巢地域北部・根尾地域)で被害が深刻。</p>
---

ニホンザルによる被害

野菜・果樹の収穫期に食害が多い。本巢市北部(本巢地域北部・根尾地域)で被害が深刻。

ツキノワグマによる被害

スギ、ヒノキの人工林の皮剥ぎ被害が発生している。本巢市北部(根尾地域)で被害が深刻。

いずれの鳥獣被害についても増加傾向にあり、農家及び林業経営者等の生産意欲の低下が懸念される。

(3)被害の軽減目標

被害面積

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
ヌートリア	0.003 ha	0.002ha
アライグマ	0.16ha	0.11ha
ハクビシン	0.17ha	0.12ha
タヌキ	0.92ha	0.644ha
カラス	1.72 ha	1.48ha
イノシシ	0.22 ha	0.15ha
シカ	0.49 ha	0.34ha
ニホンザル	0.02 ha	0.01ha
ツキノワグマ	0.6ha	0.42ha

被害金額

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
ヌートリア	2.1 万円	1.4 万円
アライグマ	93 万円	65 万円
ハクビシン	99 万円	70 万円
タヌキ	455 万円	319 万円
カラス	740 万円	504 万円
カワウ	200 万円	140 万円
イノシシ	109 万円	76 万円
シカ	233 万円	163 万円
ニホンザル	12 万円	8 万円
ツキノワグマ	111 万円	78 万円

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
--	---------------	-----

捕獲等に関する取組	猟友会の協力を得て被害防止捕獲を実施 里山ジビエ会の協力を得て個体数調整を実施 特定外来生物防除実施計画の策定(ヌートリア対策) 狩猟免許取得補助事業の推進 誘導捕獲柵わなによるニホンザルの捕獲	猟友会員の減少・高齢化 箱わなの効率的利用に向けた設置方法等についての検討
防止柵の設置等に関する取組	鳥獣被害総合対策交付金等を活用した獣害防止柵の整備 令和元年度 976m 本巢市獣害防止柵設置費助成金 令和元年度 52万円  林業振興事業(獣害防除事業)補助金 令和元年度 36万円 クマハギ防止テープ巻きに対する補助 猪鹿無猿柵の設置・ロケット花火による追払いを実施	一団をなす農用地等の外周への設置を推進  一団をなす農用地等の外周への設置を推進  新たな手法の採用

(5) 今後の取組方針

<p>行政・農業者・林業者・猟友会等関係機関の連絡を密にし、意見交換会の開催により鳥獣被害防止のための知識等を共有する。</p> <p>農業者自身による防止柵設置等の自己防衛と捕獲により被害防止を推進する。</p> <p>林業者によるクマハギ防止のテープ巻きによる自己防衛により被害防止を推進する。</p> <p>関係機関との連携のもと講習会を開催し、引き続き狩猟免許の新規取得に対する補助を継続実施、防止柵の設置にむけ推進を行う。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>農林業者等から被害防止捕獲依頼を受け、猟友会の協力を得て被害防止捕獲を実施する。</p> <p>捕獲許可申請に基づく個人による捕獲を実施する。</p> <p>平成26年度から行っている個体数調整を継続して実施する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
3年度～5年度	ヌートリア・アライグマ・ハクビシン・タヌキ・カラス・カワウ・イノシシ・シカ・ニホンザル・ツキノワグマ	農林業者等に狩猟免許講習会の受講を呼びかける等、狩猟免許の取得推進を行う。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>農作物被害が多いため、現在の捕獲数量を維持していく必要がある。</p> <p>ツキノワグマについては岐阜県第二種特定鳥獣管理計画(ツキノワグマ)第2期に基づき、被害防止対策を行っても被害を抑えきれない場合に必要最小数の捕獲を行うものとする。ただし、学習放獣や移動放獣といった捕殺以外の対応方法について日頃から市と地域住民が十分な話し合いを行い、地域の合意が得られるよう努める。</p> <p>予察捕獲については、第13次鳥獣保護管理事業計画及び岐阜県被害防止捕獲実施要領の規定に基づき実施する。</p>	

対象鳥獣	捕獲実績		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ヌートリア	22	24	29
アライグマ	0	6	1
ハクビシン	3	8	2
タヌキ	0	0	1
カラス	105	99	28
カワウ	31	49	24
イノシシ	132	155	15
シカ	899	1031	1319
ニホンザル	87	50	123
ツキノワグマ	4	2	8

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ヌートリア	10	10	70
アライグマ	10	10	10
ハクビシン	10	10	10
タヌキ	20	20	20
カラス	120	120	120
カワウ	50	50	50
イノシシ	40	40	50
シカ	1300	1300	1300
ニホンザル	100	100	100
ツキノワグマ	3	3	3

捕獲等の取組内容
----------

○本巢市猟友会と連携して、被害防止捕獲を実施する。

捕獲手段 わな・銃器

捕獲の実施予定時期 通年(一部鳥獣を除き、狩猟期間及びその前後各 15 日間、愛鳥週間、ガン・カモ・ハクチョウ類の生息調査日を除く)

捕獲予定場所 市内全域

○(一社)里山ジビエ会と連携して、個体数調整を実施する。

捕獲手段 わな・銃器

捕獲の実施予定時期 通年(4月1日～3月15日)

捕獲予定場所 根尾地域・本巢地域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃による捕獲は実施していません。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
本巢市	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ・シカ・ニホンザル	電気柵・猪鹿無猿柵等 本巢・根尾 10,000m	電気柵・猪鹿無猿柵等 本巢・根尾 10,000m	電気柵・猪鹿無猿柵等 本巢・根尾 10,000m
ツキノワグマ	テープ巻き 根尾 200ha	テープ巻き 根尾 200ha	テープ巻き 根尾 200ha

(2) その他被害防止に関する取組

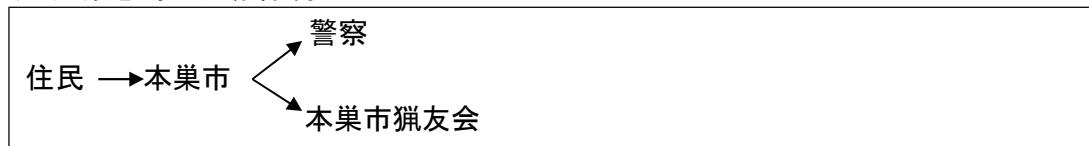
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～令和5年度	ヌートリア アライグマ ハクビシン タヌキ カラス カワウ イノシシ シカ ニホンザル	国、県の実施する研修会(岐阜県鳥獣害対策相談員養成講座)への参加を呼びかける等、鳥獣被害防止のための知識等を普及し、地域住民が一体となって鳥獣被害対策に取り組める体制を整備する。 防止柵の管理・放任果樹の除去等を推進する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
本巢市	関係機関等への連絡調整
警察	発生現場付近の安全確保
本巢市猟友会	対象鳥獣の捕獲
(一社)里山ジビエ会	捕獲した鳥獣を解体処理し、食肉として活用する。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	本巢市鳥獣被害防止対策協議会
会員名	役 割
本巢市	鳥獣被害防止対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整
岐阜県	野生イノシシの豚コレラ蔓延防止対策
自治会	被害状況等の把握・情報提供・鳥獣被害防止対策を行う
本巢市猟友会	野生鳥獣に関する情報提供、捕獲に対する助言 捕獲活動の実施
(一社)里山ジビエ会	捕獲した鳥獣の有効活用及び情報提供
ぎふ農業協同組合	被害状況等の把握・情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
本巢市農業委員会	各地区の被害状況等の把握、意見・要望等の集約
根尾川筋漁業協同組合	被害状況等の把握・情報提供
もとす郡森林組合	被害状況等の把握・情報提供
岐阜中央農業共済組合	被害状況等の把握・情報提供

岐阜農林事務所	農作物被害防止対策に係る助言を行う
岐阜地域環境室	個体数調整・被害防止捕獲に係る助言を行う

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は平成25年度に編成済。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした鳥獣は、埋設・焼却等により適切に処理する。

イノシシ・シカの捕獲個体については、(一社)里山ジビエ会が管理する解体処理施設に搬入し、加工し、食肉として流通させる。施設については、佐原地区に平成28年3月14日に完成。

大学等研究材料として依頼があれば積極的に提供。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--